

8 (1) いじめ防止基本方針

① いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

ア いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット、ゲーム等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

イ いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

② 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

ア いじめ問題対策チーム

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のためのチームを常設する。これは会合の定期開催を増やすと言うことではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

イ 個別案件対応班

緊急に対応すべき案件が生じた場合、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭と該当学年の担任が直ちに召集され対応する。

③ いじめ未然防止のための取組

ア 学級経営の充実

- ・児童の実態を十分に把握し、構成的グループエンカウンターを実施したり、学級会を児童主体で行ったりしていくことでよりよい学級経営に努める。
- ・児童が「分かった・できた・やってよかった」と感じることができると日々の授業展開に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

イ 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

ウ 相談体制の整備

- ・「学校生活アンケート」後に学級担任と個人面談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・スクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

エ 縦割り班活動の実施

- ・縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人によりよく関わる力を身に付けさせる。

オ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童に、計画的にモラル教育をするための職員研修を充実させる。

カ 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・小中学校や保育所と情報交換を行う。

④ いじめ早期発見のための取組

ア 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、いじめアドバイザー、住民課、健康増進課、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

イ「いじめ調査・学校生活アンケート」の実施

月1回「いじめ調査」を行い、いじめの早期発見に努める。その中で年間3回「学校生活アンケート」を実施し、アンケートをもとに一人一人の児童と直接面談をして、思いをくみ取る。（月はじめの木曜日に実施、月～水で面談、水曜の終礼で情報共有）

※大きな事案は時をおかずに対応する。

- ・「学校生活アンケート」実施予定月：6月ごろ・10月ごろ・2月ごろ
- ・「学校生活アンケート」実施の流れ

- ①アンケート実施
- ②アンケート内容を踏まえた個人面談（全児童と行う）
- ③アンケート内容と個人懇談をまとめて、生徒指導主事に報告
- ④集約したものを管理職に報告
- ⑤児童理解の会の実施（職員終礼や職員会後を利用して全職員で共通理解を図る）

ウ 地域との連携

登下校や地域との交流、保護者からの連絡等から情報を得られるように日々地域との連携に努める。

⑤ いじめに対する早期対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに生徒指導主事・管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、生徒指導主事が個別案件対応班を開き、複数の教員で情報を詳細に収集・共有する。
- ・個別案件対応班で具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。
- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

⑥ 重大事態への対処

ア 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

イ 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。